

墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(地位の承継) 第3条の2 前条第1項の許可を受けた者 (以下「許可経営者」という。)が<u>プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について</u> <u>相続、合併若しくは分割（当該経営を承継</u> <u>させるものに限る。）があったときは、当</u> <u>該経営を譲り受けた者又は相続人（相続人</u> <u>が2人以上ある場合において、その全員の</u> <u>同意により当該経営を承継すべき相続人</u> <u>を選定したときは、その者）、合併後存続</u> <u>する法人若しくは合併により設立した法人若</u> <u>しくは分割により当該経営を承継した法人</u> は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第3条の2 前条第1項の許可を受けた者 (以下「許可経営者」という。)について 相続、合併又は分割（当該営業を承継させ るものに限る。）があったときは、<u>相続人</u> (相続人が2人以上ある場合において、そ の全員の同意により<u>当該営業を承継すべき</u> <u>相続人を選定したときは、その者）、合併</u> <u>後存続する法人若しくは合併により設立さ</u> <u>れた法人又は分割により当該営業を承継し</u> <u>た法人は、許可経営者の地位を承継する。</u></p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。